

鳥取県告示第 898 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町安井宿字師々舞岩1215、字瀧ヶ鳴1216、新興寺字平提688の1、字足谷689、690の1、690の2、691、字古カネ坂692、字小矢場693、字五ツズリ694、695、字ホウキガナル696、字姉ヶ谷697、字唐人畑ヶ698、字古山ノ上ミ699、字大瀧700の1、700の2、701、字蛇波見702の1、702の2、字小穂須賀谷703の1から703の3まで、字大ヒラ704の1、字北谷705の1、705の2、字東谷706、707、字栃木谷708、709の1、709の2、字本谷河原710の1、710の3から710の5まで、字落田畑711の1、711の2、712、字五組谷713の1、字高畑山714の1、字白石谷715、716の1から716の4まで、717の1から717の3まで、718、徳丸字中磯尾谷1759の1から1759の91まで、1759の95から1759の109まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）